

工作物石綿事前調査者講習  
開始します（予告）

神奈川支部において、工作物石綿事前調査者講習を令和7年度（時期未定）から開始します。

以降厚生労働省のホームページから

◇工作物の事前調査には資格が必要です

令和8年1月1日以降着工の工事から、工作物の解体等の作業を行うときは、資格者による事前調査を行う必要があります。（令和8年1月1日以前着工の工事についても、資格者による事前調査を行うことが望ましいです。）

各対象工作物に対し、事前調査を実施することができる者は下表のとおりです。

◆工作物石綿事前調査者資格が必要なもの

- ① 反応槽
- ② 加熱炉
- ③ ボイラー及び压力容器
- ④ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
- ⑤ 焼却設備
- ⑥ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- ⑦ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- ⑧ 変電設備
- ⑨ 配電設備
- ⑩ 送電設備（ケーブルを含む。）

なお、一般建築物石綿含有建材調査者資格で実施できる工作物もあります、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

◆工作物石綿事前調査者の資格を取得するには？

工作物石綿事前調査者の資格を取得するには、工作物石綿事前調査者講習を受講し、修了する必要があります。

◆講習の方法

- ①講義（11時間）
- ②筆記試験

建設業者向け  
化学物質管理者教育開始します

労働安全衛生法に基づく化学物質管理については、これまで化学物質ごとに有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則等による個別の規制が行われてきましたが、令和4年5月の法改正は、これまでの個別の規制による法令順守ではなく、事業者が自ら実施したリスクアセスメントの結果に基づき、必要な措置を講じる自律的な管理を基本とする化学物質管理の考え方に大きく変わりました。

この改正の一つとして、事業場における自律的な管理を主体的に行う「化学物質管理者」の選任が新設され、職務、選任するための資格要件などが示されました。この度建災防では建設業者向けに化学物質管理者教育用のテキストを作成し、建設事業場における化学物質管理者に選任される予定の方を対象にした「建設業における化学物質管理者講習」を開講します。



◇講習の方向

講義 7時間

※いずれの講習も実施日は神奈川支部ホームページで公表します。

Q&A 化学物質管理者の資格要件

Q：化学物質管理者の資格要件はどのように定められていますか？

A：「化学物質の管理に関する業務を適切に実施できる者であること」が必要とされています。リスクアセスメント対象物の製造を行う事業場以外の事業場においては、特段の有資格要件はありませんが、安全衛生団体等が実施している6時間の化学物質の管理に関する講習（リスクアセスメント対象物の製造を行う事業場では12時間の専門的講習）を受講することが推奨されています。

建災防で行う講習は通達で示された6時間の講習に加えて、指針に基づき建災防が策定した「建災防版リスク管理マニュアル」の作成方法、使い方等を盛り込んで行います。

# 建災防神奈川支部ニュース

No.583 令和7年3月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

## ワンチームでゼロ災害を誓って ～伊勢山皇大神宮で安全祈願祭を開催～



建設業労働災害防止協会神奈川支部は1月31日、横浜市の伊勢山皇大神宮で令和7年安全祈願祭を開催しました。黒田支部長をはじめ支部役員ら50名が参加し、神奈川労働局からは藤枝茂労働局長、塚田和男安全課長、関川晃地方産業安全専門官が参加し、神事で黒田支部長と藤枝局長が玉串を捧げ、2025年の工場の安全を祈願しました。

安全祈願の後、賀詞交歓会が開催され、冒頭、黒田支部長からは「昨年、6月くらいまでは死亡災害が減少傾向で推移していたものの、夏場に多



発しました」と振り返り、さらに数日前に埼玉県八潮市で発生した道路の陥没事故に触れ、「神奈川県下でも自然災害とは別に予期せぬ事故も起こりかねない、第14次労働災害防止計画も次年度に折り返

しを迎え、皆さんとワンチームで安全風土を醸成していきたい」とあいさつし、安全への誓いを新たにしました。

来賓からは、藤枝労働局長が速報値で昨年の建設業での死亡災害が12人であったことに触れ「墜落転落や建設機械などの死亡重大災害撲滅のために、より実効性のあるリスクアセスメントを実施し、危険の芽を摘み取り、確実に作業計画に反映させることが重要」と安全への注意を促すとともに、「職場環境の改善や、発注機関への要請を行い、建設業で働く人々と建設業を目指す若者が生き生きと活躍できる社会を目指してまいります」と働き方改革を支援するための神奈川労働局の方針を述べました。



### 支部行事予定

経営首脳者セミナー

時：3月6日 13：30  
所：建設会館講堂

本部表彰選考委員会

時：4月24日 14：00  
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：4月24日 15：00  
所：建設会館411会議室

第1回理事会

時：5月22日 15：00  
所：建設会館講堂

代議員会

時：5月29日 15：00  
所：建設会館講堂

## 新年度における建設業の労働衛生対策について

神奈川県労働局  
労働基準部  
健康課長

### 畑野 俊



令和7年度の労働衛生対策は、令和6年度に引き続き「労働者の健康確保対策」と「化学物質等による健康障害防止対策」の2つの柱を中心に進めていきます。

#### <労働者の健康確保対策>

##### ○メンタルヘルス対策

建設業における職場のストレス等を原因とした精神疾患の発病件数は、令和5年度は全国で82件でした。

年1回ストレスチェックを実施して労働者のストレスの程度を把握し、ストレスへの気づきを促すとともに、集団分析を行って職場のストレス傾向をつかんで、ストレスを低減する対策を講じていきます。

##### ○過重労働対策

建設業における長時間労働を原因とした脳・心臓疾患の発症件数は、令和5年度は全国で23件でした。

労働者の労働時間を適切に把握・管理して、長時間労働を防ぐとともに、やむを得ず長時間労働を行った労働者に対しては医師による面接指導を行い、脳・心臓疾患の発症を防いでいきます。

##### ○産業保健活動の推進

建設業における定期健康診断の有所見率は令和5年は約65%で、およそ3人に2人は何らかの有所見や治療を受けています。

職場において産業保健スタッフを充実させるとともに、治療を受けながら仕事ができるように両立支援制度を整備していきます。

#### <化学物質等による健康障害防止対策>

##### ○化学物質による健康障害防止対策

化学物質の管理については、令和6年4月から改正労働安全衛生法が全面施行され、事業場における自律的な管理が求められています。

化学物質を取扱う際には事業場において化学物質管理責任者を選任し、取扱う化学物質のラベルやSDSを確認してリスクアセスメントを実施して、作業者が化学物質にばく露しない対策を講じていきます。

##### ○石綿による健康障害防止対策

建築物等の解体作業を行う際には、有資格者により石綿が含有しているか事前に調査して、WEBで労働基準監督署に報告するとともに、適切な石綿ばく露防止対策を講じていきます。

なお令和8年1月からは工作物の解体作業において有資格者による事前調査が義務化されます。

##### ○粉じん障害防止対策

トンネル作業などの粉じんの発じんが多い作業現場において、適切な換気と保護具の選定と装着を行い、粉じんにはく露しないようにしていきます。

##### ○熱中症予防対策

暑熱になる前の早い時期から対策を構築して暑さ指数を確認し、気温が上がり始めたら作業者の熱順化を促して熱中症の発症を防ぎ、また万一体調不良の者が確認された場合は、迅速に対応できる体制を整えていきます。

なお令和7年度中に熱中症対策の法改正が予定されており、熱中症対策の強化が検討されています。

職場の労働衛生対策を進めていくには作業環境を把握して、作業環境における有害物質や環境のばく露防止対策を講じていくことが重要です。

建設業における作業環境は自然環境の影響も大きく、よりの確な把握と対処が重要になります。作業環境における目に見えない疾病要因の見える化を行い、評価を行ったうえで対策を立て、労働者が安全で健康に働き続けられるように職場環境を整えていくことをお願いいたします。

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆

神奈川県労働局 令和7年1月末日現在

年	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年	1	1	1		1	1	1	3			1	3	13	
前年	1		1	1				4	1		2	1	4	15
	(1)													1

(注) 労働者死傷病報告による、( )内は死亡者数である。

## ☆死亡災害発生状況☆

令和7年2月22日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		本年 (令和7年)	前年同期 (令和6年)	前々年同期 (令和5年)	令和6年 速報値	令和5年	令和4年
製造業			2		6	4 (1)	2
建設業			2	2	12	16 (1)	9 (1)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業	1	1	1		6 (2)	9 (3)	6 (1)
港湾荷役業						1	
商業					3 (2)		6 (2)
清掃・と畜業				2	3	3	4
その他	1		3		4 (1)	9 (2)	3 (2)
合計	2	5	8		34 (5)	42 (7)	30 (6)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。( )は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

## 令和6年における建設業の死亡災害の概要

12月 14時頃	土木工事業 民間 ~9人	地山、岩石 崩壊、倒壊	<p><b>【発生状況】</b> 宅地造成の現場において、ドラグ・ショベル2台を用いて掘削作業中に、上段に配置したドラグ・ショベルの地盤が崩れて転落し、下段に配置したドラグ・ショベルに激突し、運転席にいた労働者が死亡した。55~59歳(2次下請)オペレータ</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車両系建設機械の運行経路及び作業現場について路肩の崩壊および不同沈下の防止、幅員の確保等転落防止措置を講じること。</li> <li>2 路肩及び傾斜地等において、機械の転落等の危険がある場合は常時誘導者を配置し、その者に誘導させること。</li> <li>3 事前に作業を行う場所の地形、地質等の状況を把握し、使用する機械の種類等および作業の方法について作業計画を作成し、その計画に基づき作業を行うこと。</li> <li>4 関係作業者の安全教育を実施し、安全意識の向上を図るとともに、安全管理を徹底すること。</li> </ol>
-------------	--------------------	----------------	--

## 令和7年度 神奈川支部事業計画 (案)

	主要行事予定	備考(会場)
4月	本部表彰選考委員会 (24日) 正副支部長・分会長会議 (24日)	於：建設会館411 (14:00) " (15:00)
5月	会計監査 (9日) 第1回理事会 (22日) 代議員会 (29日)	於：神奈川支部専務室 於：建設会館講堂 (15:00) " (15:00)
6月	運営委員会 (12日) 全国安全週間準備期間(1~30日)	於：建設会館講堂 (15:00)
7月	正副運営委員長・部会長会議 (10日) 正副支部長・分会長会議(24日) 神奈川労働局との情報交換会(24日) 全国安全週間(1~7日)	於：建設会館411 (16:00) 於：ロイヤルホール (15:20) " (16:00)
8月	安全指導者研修会(木建含む)(未定) 墜落・転落災害撲滅キャンペーン(1~9月10日)	於：関内ホール小 (13:30)
9月	支部表彰選考委員会 (11日) 全国労働衛生週間準備期間(1~30日)	於：建設会館411 (15:00)
10月	全国建設業労働災害防止大会神戸(2,3日) 編集委員会(9日) 正副運営委員長・部会長会議(9日) 正副支部長・分会長会議(16日) 運営委員・分会事務局長合同会議(23日) 全国労働衛生週間(1~7日)	於：神戸 於：建設会館411 (14:30) " (15:00) " (15:00) 於：建設会館講堂 (15:00)
11月	第60回神奈川県建設業労働災害防止大会	於：横浜市西公会堂 (14:30)
12月	第2回理事会(4日) 技能講習内部監査(12日) 分会事務局長会議 (18日) 建設業年末年始労働災害防止協調期間(1~1月15日)	於：建設会館講堂 (15:00) 於：神奈川支部専務室 (15:30) 於：未定 (14:30)
1月	神奈川労働局への新年挨拶(6日) 神奈川県建設業関連五団体合同賀詞交歓会(6日) 正副運営委員長・部会長会議(15日) 正副支部長・分会長会議(未定) 安全祈願祭・懇親会(未定)	於：横浜第2合同庁舎 (9:30) 於：ベイシェラトンH (11:00) 於：建設会館411 (15:00) 於：伊勢山ヒルズ (15:30) 於：伊勢山皇大神宮 (16:40)
2月	化学物質管理強調月間(1~28日)	
3月	編集委員会(3日) 経営首脳者セミナー(5日) 分会事務局長会議(12日) 分会事務局長・専任講師合同会議(12日) 建設業年度末労働災害防止協調月間(1~31日)	於：建設会館411 (15:00) 於：建設会館講堂 (13:10) 於：ロイヤルホール (14:00) 於：" (16:10)

## 5団体合同賀詞交歓会が開催されました



神奈川支部を含む神奈川県内の建設業関連5団体は1月7日横浜ベイシェラトンホテルで令和7年合同賀詞交歓会を開きました。

会場には黒岩祐治県知事、県議会議員、藤枝茂神奈川労働局長をはじめ、国会議員、県議会議員、関係団体の幹部ら多数の来賓を迎え、約300人が出席しました。

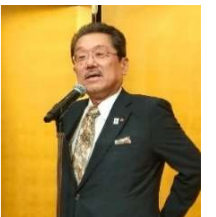
藤枝労働局長からは社会インフラの整備や災害の復旧復興等への

対応に謝意を述べ、「神奈川労働局では、全ての人がいきいきと働く神奈川を目指して、継続的な賃上げによる

成長や分配の好循環を実現するため、各種助成金や就職支援、労働環境の改善などの取組を実施しております。そして、これらの取組を通じて、人材の確保を図り、建設業で働く人々や建設業を目指す若者が活躍できる社会を目指し

ます。」と述べ、さらに労働災害に関しては「令和6年の建設業の労働災害については、7月以降急増し、11月末速報値では、残念ながら11人もの方の尊い命が失われています。死亡災害の撲滅のため、本年も引き続き、施工現場での実効性のあるリスクアセスメントやKY活動により、墜落・転落災害や建設機械災害などに関係する危険の芽を、事前に摘み取ることの徹底をお願いします」と語りました。

意見交換会の中締めにおいて、黒田支部長から、業界発展のために労働災害ゼロを目指す力強く中締めの挨拶がなされました。



## 正副支部長分会長会議が開催されました

1月31日伊勢山ヒルズにて、正副支部長分会長会議が行われました。

主な議題は①令和7年度の神奈川支部事業計画(案)について②令和7年度全国建設業労働災害防止大会(兵庫大会)※について③新たな災害防止強化期間の企画について④新規立ち上げ予定の教育講習についてです。

事業計画(案)については主要行事予定の日程、会場を確認し、例年どおりに事業を進めることで承認されました。

兵庫大会については、本部から

の参加期待数は180名で分会別に目安を割振り、分会等において参加者の要請を行い、本部表彰に関して例年どおりの日程を進めることを確認しました。

新たな災害防止強化期間は、最近の夏季の死亡災害急増の傾向に鑑み、猛暑の環境下における不安全行動の注意喚起を呼び掛けるキャンペーンの展開を図るものです。実施の可否を含めて検討しましたが、実施する方向で調整することの合意がされました。

今年から新規に開催を行うべく準備を進めている講習は建設業向

の化学物質管理者講習と工作物石綿事前調査者講習の2つです。

両講習については裏表紙の事務局だよりを参照ください。

※令和7年の全国建設業労働災害防止大会は神戸において、10月2日3日の2日間の日程で開催される予定です。詳細は建災防本部のホームページでご確認下さい。



# 令和6年 神奈川県労働局管内における建設業の送検事例

労働基準監督署の監督官は司法権限を持っており、死亡などの重大災害、労災かくし、社会的な問題事案などについて捜査を行い、送検を行います。

今回は神奈川県労働局労働基準部監督課のご協力により、令和6年において神奈川県労働局管内の労働基準監督署が送検した建設業の事例をご紹介します。（一部令和7年、いずれも報道発表事件）

## 1 スレート踏み抜きによる墜落

### ●事件の概要

令和5年11月、小田原市内にある倉庫の改修工事において、作業員Bが塗装作業を行うために、地上から高さ約8mのスレートでふかれた屋根上を歩いていたところ、同屋根板を踏み抜き、Bが地上へ墜落し死亡する災害が発生した。発生当時、当該現場ではスレート踏み抜きによる墜落防止措置を講じていなかった。

【ほかに同種事件あり】

令和6年5月、横浜市の外壁屋根復旧工事において、地上から高さ約5mの屋根上で作業していた2名がスレートを踏み抜き墜落

●対象条文：労働安全衛生規則（以降安衛則とする）第524条

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

### ●被疑者

法人（建設業）  
同社従業員A

### ●ポイント

#### 1 墜落防止の措置

スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じる。

※防網を張る等の「等」には親網を配置し、墜落制止用器具を使用させることも含む。

#### 2 作業状況の把握と手順の見直し



作業開始前に作業場の状況を把握し、あらかじめ定めた作業計画や作業手順にない作業が発生したときは、職長と元方事業者職員が協議し、承認を得てから作業を行うこと。

## 2 閉所空間で複数が有機溶剤中毒

### ●事件の概要

令和6年3月、伊勢原市内のトンネル補強工事現場において、下請人の作業員がトンネル内で第二種有機溶剤等を用いた塗装作業を行っていたところ、有機溶剤中毒の疑いで合計6名が被災する災害が発生した。

トンネル等の換気の不十分な空間で第二種有機溶剤等を用いた塗装作業を行う際は、法定の基準に適合した換気装置を設置しなければならないとされているにもかかわらず、災害発生当時、トンネル内に設置されていた換気装置が法定の基準に適合していなかった疑いがある。

### ●対象条文

・注文者（元請）安衛則第659条（全体換気装置についての措置）

注文者は～中略～請負人の労働者に全体換気装置を使用させるとき（有機溶剤中毒予防規則（以下有機則とする）～中略～の規定により請負人が全体換気装置を設けなければならない場合に限る）であるときは、当該全体換気装置の性能については、有機則第17条～中略～に規定する基準に適合するものとしなければならない。

有機則第17条（全体換気装置の性能）

第二種有機溶剤等の1分間当りの換気量は $Q=0.04W$ が必要（ $Q$ ：一分間当りの換気量（単位  $m^3$ ） $W$ ：作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量（単位 グラム）

・事業者（下請）：労働安全衛生法（以下安衛法とする）第22条第1号他

事業者として、法定の基準に適合する全体換気装置を設置していなかったもの。

### ●被疑者

法人（元請）  
同社現場代理人A  
法人（下請）  
同社代表取締役B

### ●ポイント

1 トンネル内での有機溶剤を含有する塗料を塗布する作業に当たっては、トンネル内の気中濃度が健康障害を及ぼす濃度以下になるように換気する能力を有する換気設備を使用すること。

2 防毒マスクについては、その取扱説明書及び破過曲線図などに基づいて、作業場所における有害物質の気中濃度、温度、湿度に対して余裕のある使用限度時間をあらかじめ設定し、その設定時間を限度に使用すること。

3 作業を開始する前に、あらかじめ、保護具の使用、換気の方法、作業の方法および手順などについての作業手順書を作成すること。

4 元請は、下請に対して有機溶剤中毒防止のための労働衛生教育、換気の方法、保護具の適切な選択と使用方法などについて技術的な指導援助を行うこと。

## 3 労災かくし

### ●事件の概要

令和5年11月、横浜市の個人住宅の解体工事現場において、被疑者Aが自社の労働者に窓の取外し作業を行わせていたところ、勢い余って後ろ側にあったフェンスにもたれかかり、そのフェンスの根元が壊れ、フェンスとともに約3.3m下の道路に落下し、加療6か月を要する負傷を負う労働災害が発生した。

発生日の翌日から4日以上休業したにもかかわらず、発生から7か月以上後に労働者死傷病報告が所轄労働基準監督署長に提



出されたものであり、遅滞なく提出されなかったことにより、労働災害の発生を隠していた疑いがある。

### ●対象条文：安衛則第97条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

※令和7年1月からは電子申請による届出となっています。

### ●被疑者

個人事業代表者

### ●ポイント

労働基準行政では労働災害防止対策のため、災害発生原因等の把握を重要なものとしていますが、いわゆる労災かくしは災害発生原因等の把握を妨げ、労働災害防止対策の推進を阻害するものであり、労災かくしを行った事業場に対しては厳正な処分を行うこととしている。

過去の例としては、元請事業場に労災事故があったことを秘匿したい場合や、労災保険等に参加していないことから、労働災害ではないこととして医療機関にかかり、その後治療経過が思わしくないこと等から補償についてトラブルになり、最終的に事案が発覚する等がある。

## 4 解体用機械の資格、計画

### ●事件の概要

令和6年7月、川崎市の木造建築物解体工事現場において、労働者Bが木造建築物の周囲に設けられた仮囲い上にて、養生シートを取り外す作業をしていたところ、労働

者Cの運転する解体用つかみ機のアタッチメントが仮囲いに接触したことによって、仮囲い上で作業をしていた労働者Bが墜落、負傷する労働災害が発生した。

解体用つかみ機の運転業務には法令で定める資格を有していないものが従事しており、また、同現場において、法令で定められた解体用つかみ機にかかる作業計画を定めていなかった疑いがある。

### ●対象条文：安衛則第155条（作業計画）

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

安衛法第61条（就業制限）  
事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他の厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

### ●被疑者

法人：建設業  
同社代表取締役

### ●ポイント

解体用つかみ機は安規則第151条の175で解体用機械として定義され、車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者が運転しなければならない。

事前に定めるべき作業計画は、以下の①～③が示されていないと認められる。

- ①使用する車両系建設機械の種類及び能力
  - ②車両系建設機械の運航経路
  - ③車両系建設機械による作業の方法
- 注）イラストは参考です。

